

～事業場内表示の考え方～

①原則

容器に譲渡提供時と同様のラベルを貼付

②容器にラベルを貼付することが困難である場合(注1)

容器に入っている化学物質の名称を労働者に伝える(注2)とともに、当該化学物質に係るGHSラベル情報を伝える(注3)。

注1 容器にラベルを貼付することが困難である場合の例

反応中の化学物質が入っているもの、内容物が短時間に入れ替わるもの等表示と内容物の一致が困難なもの、小さい容器、多くの成分を含んでいるもの、ラベルの貼付により視認性や作業性に支障が生じる場合等

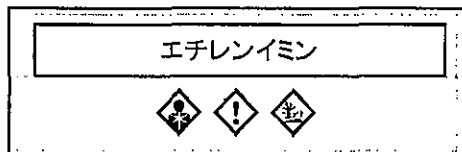
注2 名称の伝達について

容器に表示する名称は、略称、記号、番号でも差し支えない。また、名称に加えて絵表示等を追加してもよい。さらに、タンク、配管等への名称の表示に当たっては、タンク名、配管名等を周知した上で、当該タンク、配管等の内容物を示すフロー図、作業手順書、作業指示書等により労働者に伝えることを含む。

注3 GHSラベル情報の伝達について

作業場にGHSラベル情報を掲示すること、作業場に一覧表の形で備え付けること等により行う。なお、MSDSを利用して差し支えない。

簡易な事業場内表示例



+ ラベル情報の掲示

現行のラベル例

参考6-3
(再配布)

③ ラベル表示の例

●ラベルには以下のものを明記してください。

●名称・成分・人体に及ぼす作用・貯蔵又は取扱い上の注意／表示する者の氏名、住所、電話番号／注意喚起語・標準／安定性及び反応性

(赤字:追加となった項目)

名称
成分
(含有量は不詳)

標準

注意喚起語

安定性及び反応性

人体に及ぼす作用

貯蔵又は取扱い上の注意

氏名(法人名)
住所(所在地)
電話番号

＜危険性＞

- 引火性の高い液体及び蒸気
- 燃焼し、有毒な蒸気(ガス)を発生
- 空気に接触すると生じた可燃性(ガス)
- 吸入すると生じた急性中毒
- 腐食性皮膚刺激(一部)
- ガスを発生し、窒息を引き起こす
- 窒息性蒸気のため
- 窒息のおそれがある
- 生体組織や皮膚への腐食性のため危険
- 中枢神経系、腎臓、肝臓、眼を刺激
- 呼吸器への刺激がある
- 有機体は長時間に曝露すると呼吸器、神経、循環器系を刺激
- 水生生物に有害
- 長期的影響により水生生物に有害

＜注意事項＞

【安全対策】

- 作業中の安全作業を熟知するまで取り扱わないこと。
- 使用時に適切な防護を入手すること。
- この製品を使用する時に、貯蔵又は取扱いをしないこと。
- 火、熱、火花、高温のものから遠ざかること。一酸化炭素。
- 閉鎖空間の換気設備、換気装置、換気扇を使用すること。粉塵が燃焼や火花による引火を助長すること。
- 個人用保護具や呼吸器を適切に、よく履き換えること。
- 呼吸器を使用し、防護眼鏡、防護衣、防護靴、保護手袋を使用すること。
- 容器又は包装の古い区域から使用すること。
- 貯蔵又は取扱いをしないこと。
- 蒸気、ガス、スプレーを吸入しないこと。
- 取扱い後はよく手を洗うこと。
- 汚染された作業衣を作業場から取り出すこと。
- 清掃への留意を怠らないこと。

【応急処置】

- 吸入の場合は、速に新鮮な空気に移動し、呼吸しやすい姿勢で休ませること。
- 吸入した場合は、目をすすぐこと。病院に送るべきこと。
- 汚染された皮膚を汚染物から取り除くこと。
- 皮膚に接触した場合は、皮膚を洗うこと。
- 液体が衣服に付いた場合は、衣服を脱ぎ、手袋を脱ぐこと。
- 液体が皮膚に付いた場合は、皮膚を洗うこと。
- 液体が衣服に付いた場合は、衣服を脱ぎ、手袋を脱ぐこと。

【その他】

- 容器を空にして安全に処分されたところで廃棄して保管すること。

【その他】

- 内容物や容器を 経路不明の車や船に運ばれた場合は 専門の廃棄物処理業者に依頼すること。

株式会社
東京都千代田区豊が ー ー
TEL 03- ー ー FAX 03- ー ー